

令和4年度事業報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人 岐阜いのちの電話協会

1. 事業実施の成果

昨年度は、令和2年4月新型コロナウイルス感染症による「緊急事態宣言」が政府から発令されて以来3回目の年度を過ごしました。当初のウイルスへの対応が分からない不安な状況からこの1年はアフターコロナを考察する状況に変容してきました。

NPO法人岐阜いのちの電話協会においては、活動する相談員数が少ない状態が続きましたが、毎日19時から22時、第1・第3土曜日は8時から19時まで可能な範囲で電話相談を開設し、総受信件数4,015件、内2,378件の相談活動を行いました。その中には、飛騨高山ブランチを拠点に飛騨地区在住相談員による活動の定着も寄与しています。

新たな相談員については、令和4年10月に6人を認定し現在4人が活動中です。また、第23期電話相談員養成講座の後期課程を8人が修了し、現在は電話相談の実習中です。

現役電話相談員の相談活動を支えるため、専門スタッフによる継続研修（グループスーパービジョン）ならびに個人スーパービジョン、全体研修を実施しました。

広報・普及啓発活動として広報誌の発行（年2回）、インターネット・ホームページの逐次更新、市民公開講演会の開催により情報公開ならびに広報普及に努めました。

一般社団法人日本いのちの電話連盟の委託事業である、「フリーダイヤル自殺予防電話相談」（毎月10日8時～11日8時の24時間）、「毎日フリーダイヤル」（16時～21時）に可能な限り参加し874件を受信しました。

岐阜県委託事業のメール相談を実施し、延べ144件の返信をしました。

また、定款53条に基づき「貸借対照表」等財務会計資料をホームページに掲載しました。

2. 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従業者の人数	受益対象者の範囲、人数	支出額(千円)
電話相談活動	電話・インターネットによる相談	通年	岐阜市内	39名	県民/近県 4,000人	3,586
広報活動	広報誌の発行	年2回	岐阜市内	10名	県民/近県 3,000人	323
	ホームページ	通年	岐阜市内	5名		
募集及び養成訓練 講演会、公開講座等	相談員養成 全体研修 市民公開講演会	通年	岐阜市内	48名	県民 100名	1,422

活 動 計 算 書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人岐阜いのちの電話協会

自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月31日

【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費	384,000		
賛助会員受取会費	324,000	708,000	
【受取寄付金】			
受取寄付金	538,081		
受取団体寄付金	100,000	638,081	
【受取助成金等】			
受取助成金	1,697,389		
受取補助金	1,969,000		
受取委託金	1,450,000	5,116,389	
【事業収益】			
自主事業収益		221,000	
【その他収益】			
相談員登録料	86,000		
受取 利息	139	86,139	
経常収益 計			6,769,609
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
給料 手当(事業)	760,882		
通 勤 費(事業)	113,520		
人件費計	874,402		
(その他経費)			
業務委託費	38,500		
諸 謝 金	1,039,664		
印刷製本費(事業)	213,730		
旅費交通費(事業)	226,634		
通信運搬費(事業)	961,998		
消耗品 費(事業)	718,479		
水道光熱費(事業)	298,028		
地代 家賃(事業)	751,800		
賃 借 料(事業)	150,110		
租税 公課(事業)	400		
支払手数料(事業)	8,946		
雑 費(事業)	48,000		
その他経費計	4,456,289		
事業費 計		5,330,691	
【管理費】			
(人件費)			
給料 手当	602,760		
通 勤 費	74,080		
人件費計	676,840		
(その他経費)			
会 議 費	2,000		
通信運搬費	76,505		
消耗品 費	48,548		
水道光熱費	177,675		
地代 家賃	448,200		
賃 借 料	940		
広告宣伝費	114,000		
減価償却費	279,400		
保 険 料	24,754		
諸 会 費	208,000		
リース 料	97,663		
支払手数料	17,735		
雑 費	200		
その他経費計	1,495,620		
管理費 計		2,172,460	
経常費用 計			7,503,151
当期経常増減額			△ 733,542
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			
経常外費用 計			0
税引前当期正味財産増減額			△ 733,542
当期正味財産増減額			△ 733,542
前期繰越正味財産額			13,452,740
次期繰越正味財産額			12,719,198

貸借対照表

特定非営利活動法人岐阜いのちの電話協会
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和5年 3月31日 現在

《資産の部》			
【流動資産】			
(現金・預金)			
現金	20,000		
普通預金	2,401,225		
定期預金	6,581,745		
現金・預金計	9,002,970		
(売上債権)			
未収金	2,694,000		
売上債権計	2,694,000		
流動資産合計		11,696,970	
【固定資産】			
(有形固定資産)			
什器備品	1,397,000		
減価償却累計額	△ 279,400		
有形固定資産計	1,117,600		
(投資その他の資産)			
差入保証金	200,000		
投資その他の資産計	200,000		
固定資産合計		1,317,600	
資産合計			13,014,570
《負債の部》			
【流動負債】			
未払金	1,880		
前受金	293,492		
流動負債合計		295,372	
負債合計			295,372
《正味財産の部》			
前期繰越正味財産		13,452,740	
当期正味財産増減額		△ 733,542	
正味財産合計		12,719,198	
負債及び正味財産合計			13,014,570

財 産 目 録

特定非営利活動法人岐阜いのちの電話協会
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和5年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現金	20,000
普通預金	2,401,225
十六銀行	(873,400)
ゆうちょ振替口座	(77,235)
ゆうちょ銀行	(1,450,590)
定期預金	6,581,745
現金・預金計	9,002,970

(売上債権)

未収金	2,694,000
売上債権計	2,694,000

流動資産合計

11,696,970

【固定資産】

(有形固定資産)

什器備品	1,397,000
減価償却累計額	△ 279,400
有形固定資産計	1,117,600

(投資その他の資産)

差入保証金	200,000
投資その他の資産計	200,000

固定資産合計

1,317,600

資産合計

13,014,570

《負債の部》

【流動負債】

未払金	1,880
前受金	293,492
流動負債合計	295,372

負債合計

295,372

295,372

正味財産

12,719,198

前事業年度の年間役員名簿

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人 岐阜いのちの電話協会

役職名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	杉田憲夫		令和4年4月1日-令和5年3月31日	報酬無し
副理事長	村瀬忠敬		令和4年4月1日-令和5年3月31日	報酬無し
副理事長	高木総平		令和4年4月1日-令和5年3月31日	報酬無し
理事	岩見三七夫		令和4年4月1日-令和5年3月31日	報酬無し
理事	辻 幾則		令和4年4月1日-令和5年3月31日	報酬無し
理事	三尾美紀		令和4年4月1日-令和5年3月31日	報酬無し
理事	清水廣子		令和4年4月1日-令和5年3月31日	報酬無し
理事	矢野由子		令和4年4月1日-令和5年3月31日	報酬無し
理事	石樽弥生		令和4年4月1日-令和5年3月31日	報酬無し
理事	兼田智彦		令和4年4月1日-令和5年3月31日	報酬無し
監事	宮崎普子		令和4年4月1日-令和5年3月31日	報酬無し
監事	辻尾俊明		令和4年4月1日-令和5年3月31日	報酬無し

(備考)

- 1 「氏名」「住所又は居所」「就任期間」及び「報酬を受けた期間」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬を受けた期間」の欄には、報酬を受けたことがある役員はその期間を、報酬を受けなかった役員については「報酬無し」と、それぞれ記載する。

前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

令和5年3月31日現在

特定非営利活動法人 岐阜いのちの電話協会

氏名	住所又は居所
杉田憲夫	
岩見三七夫	
村瀬忠敬	
三尾美紀	
清水廣子	
矢野由子	
石樽弥生	
辻 幾則	
宮崎普子	
辻尾俊明	

(備考)

- 1 前事業年度の末日現在における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載する。
- 2 10人以上であれば社員全員を記載する必要はない。